

愛知・名古屋2026大会興行中止保険に関する設計と組成に係る事業者選定募集要項

1 業務概要

(1) 業務名

愛知・名古屋2026大会興行中止保険に関する設計と組成に係る事業者選定

(2) 業務内容

愛知・名古屋2026大会の開催準備及び開催期間中における本大会の全部又は一部の中止、延期に起因・関連する損失、損害等の費用に係る危険を補償する。

大規模国際イベントにおける興行中止保険については、元受けとなる保険者が単独で引き受けるのではなく、再保険を手配することが前提となると考えられる。

本募集では、保険の仕様詳細を設計する業務（再保険市場と対話を行い、再保険手配が行える補償内容で保険を設計すること）と、保険の組成を行う業務（再保険市場と対話を行い、保険の仕様詳細を満たせるように再保険手配を行うこと）を担う保険会社（以下「引受保険会社」という）を選定する。

なお、引受保険会社が幹事会社として共同引受体制を構築する可能性も想定しており、幹事会社から共同引受会社として打診を受ける可能性のある事業者についても、本募集において選定対象とする。

2 応募資格

応募の資格者は、法人その他の団体とし、次の要件を満たす者とする。

- (1) 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会の令和6・7年度入札参加資格者名簿の以下に登録されている者であること。

・大分類「03:役務の提供等」、中分類「12:保険業」のうち小分類「03:損害保険（自動車保険を除く）」

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(1)に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(1)に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 公告の日から最優秀事業者決定までの期間において、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会から、指名停止の措置を受けていないこと。

- (6) 公告の日から最優秀事業者決定までの期間において、「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと並びに「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛

知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）」に基づく排除措置の期間がない者であること。

（7）国税及び地方税を滞納していないこと。

（8）保険業法（平成7年法律第105号）第3条第5項の損害保険業免許、同法第185条第5項の規定に基づく外国損害保険業免許又は同法第219条第5項の規定に基づく特定損害保険業免許を有するものであること。

3 注意事項及び当法人の興行中止保険加入検討の流れについて

（1）目的

専門的かつ最新の知見を持ち、最も優秀な興行中止保険の提案を行うことのできる保険会社を最優秀事業者として選定する。

（2）見積書提出について

公募に際して当法人は保険の設計と組成を求めないため、応募書類の提出にあたって見積提出は不要（保険の手配時期・仕様詳細等については、本公募後に最優秀事業者と今後検討）とする。

（3）当法人の興行中止保険加入検討の流れについて

最優秀事業者に対しては、本公募後に最優秀事業者と当法人との間で別紙秘密保持契約を締結（既に締結済であれば不要）したうえで、当法人から必要な情報を提供する。最優秀事業者は、興行中止保険の仕様詳細を設計、組成し（支払限度額、補償範囲、保険料含む）、当法人は設計、組成された興行中止保険について審査のうえで最終的な加入是非を判断する。

そのため、最優秀事業者による当法人への提案の結果、当該提案に係る興行中止保険の契約締結は行わない可能性がある。なお、当法人が当該提案に係る興行中止保険に加入する場合には、最優秀事業者は必ず当該保険の引受保険会社になることとする。

（4）共同引受会社について

共同引受会社については、公募順位に基づいて幹事会社より打診することを想定しているが、共同引受会社は辞退することもできる。また、保険の特性上共同引受会社を選定しないこともある。

（5）費用について

当法人が最優秀事業者から提案された興行中止保険に加入する場合には最優秀事業者に対して保険料（保険提案に要した費用を含む）を支払うが、最終的には当該提案に係る興行中止保険の契約締結を行わないこととなった場合は、当法人はこれらの保険料及び費用を含む一切の費用を支払わない。

4 公募申込に係る事項

（1）公募の対象

本公募は、下記2つの事業者の選定を行うものであるため、応募申込時には注意すること。

ア 最優秀事業者（保険に加入する際の引受保険会社）の選定

引受保険会社として応募のあった事業者の中から、最優秀事業者を選定する。引受保険会社に落選した場合に共同引受会社として参加する意思がある場合には、同時にイの選定にも参加することができることとし、この場合、応募申込書にてその旨の意思を表明すること。ただし、共同引受会社は幹事会社から打診があった際に辞退することも可とする。

イ 共同引受会社の選定

共同引受会社として応募のあった事業者の審査を行い、幹事会社から共同引受会社として打診を受ける可能性のある事業者を決定する。

※ア、イともにその他の公募申込に係る事項は下記のとおりとする。

(2) 公募期間

2025年9月24日（水）から10月14日（火）まで

(3) 応募方法

ア 配布資料及び配布方法

当法人ホームページから資料をダウンロードすること。

イ 応募書類の提出先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎5階

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

企画課企画グループ

ウ 提出書類

【応募時に必要な書類】

(ア) 応募申込書（様式1）

(イ) 決算資料※外部格付やソルベンシー・マージン比率がわかる資料を含む。

(ウ) 興行中止保険引受体制説明資料（書式任意）

※内部体制がわかる資料とすること。

(エ) 興行中止保険引受実績資料（様式任意）

※審査基準に照らして明示すること。

(オ) 興行中止保険支払実績資料（様式任意）

※審査基準に照らして即応結果を明示すること。

(カ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式2）及び必要な添付書類

【選定委員会にて審査後、最優秀事業者のみ提出】

(キ) 定款又は寄付行為の写し（原本証明すること）（1部）

(ク) 法人登記簿謄本（1部）（発行日から3か月以内のもの）

(ケ) 持続可能性の確保に向けた誓約書及び持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）

(コ) 電子契約サービス利用確認書

※キからコの資料の提出日は審査結果通知にて最優秀事業者に知らせる。

(4) 提出期限

2025年10月14日（火）午後5時まで（必着）

(5) 提出方法

上記提出先に持参、郵送（配達証明に限る。）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により提出すること。

※その他の方法（ファクシミリ、電子メール等）による提出は不可

(6) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

5 応募に関する問合せ

(1) 応募内容に関わる問合せについて

企画提案の内容に関わる問合せは、2025年9月26日（金）午後5時まで質問を受け付ける。質問事項は「質問書（様式3）」に記載し、以下のアドレスまで電子メールにより照会するものとし、メールの件名は「愛知・名古屋2026大会興行中止保険に関する設計と組成に係る事業者選定に関する質問」とすること。口頭（電話を含む）による質問は受け付けない。

質問に対する回答は、公開することにより質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、2025年10月1日（水）午後5時までに当法人のホームページに掲載する。

(2) 問合せ先について

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
企画課企画グループ

電話：052-746-9103（ダイヤルイン）

E-mail: ainagoc_kikaku@aichi-nagoya2026.org

6 審査方法等

(1) 審査方法

ア 審査は下記（2）の審査基準に基づき、外部有識者等による選定委員会にて書類審査を行う。（プレゼンテーション審査は行わない。）

イ 共同引受会社として応募した場合の審査方法は下記（2）の審査基準のうち1.3.で審査を行い、優秀事業者の順位付けを行う。

ウ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(2) 審査基準

審査は、審査基準に基づき、提案者の実施体制や対応能力の各面から総合的に評価するほか、社会的価値の実現に関する取組状況を評価する。

審査項目	審査内容	配点
1. 保険会社の経営状況 ①S&P ②Moody's ③R&I ④JCR ⑤異常危険準備金積立率 (異常危険準備金 ÷正味収入保険料) ⑥ソルベンシー・マージン比率	○大規模国際イベントを引き受ける保険会社として経営、財務の健全性が適切に確保されていること。 ○巨大災害時にも十分な保険金支払余力を有し、迅速な保険金支払いが可能であること。 ※格付会社による格付けは応募書類提出日時点の格付け ※異常危険準備金積立率、ソルベンシー・マージン比率は直近会計年度の数値	35点
2. 興行中止保険の引受体制 ①元受保険引受業務に係る体制 ②再保険手配業務に係る体制 ③損害査定業務に係る体制 ④(保険金支払の) 即応体制	○大規模国際イベントにおける興行中止保険の引受実務を、提案者において完結して遂行できること。 ※上記保険の引受実務とは、元受保険引受業務、再保険手配業務、損害査定業務のことを指す。 ○元受保険引受業務、再保険手配業務、損害査定業務、保険金支払業務等の事業継続対策業務のそれぞれにおいて専門部署が設けられているか及び配置されている人員及び能力(経験等)は十分か。また、緊密な連携の取れる体制になっているか。	35点
3. 大規模国際イベントの興行中止保険引受実績及び保険金支払実績	○直近10年間で開催された大規模国際イベントにおける日本国内元受の興行中止保険・幹事引受実績があること。また、引受実績における保険金支払実績の有無と保険金支払実績がある場合における支払の即応力の事実 ※スポーツ大会の場合、国際総合スポーツ大会においては、多数の国と地域、選手・関係者等の参加が見込まれるもの。単一競技の大会にあっては、国際的な知名度等を有し、多数の選手・関係者等の参加が見込まれるもの。スポーツ大会以外については同様の特徴を有するもの。	30点

	※支払限度額が10億円以上の国際イベントを対象とする。 ※引受実績及び保険金支払実績の記載にあたっては、イベント名・時期・保険金支払限度額についても明示することが望ましい。 ※保険金支払の即応力の事実は保険事故発生から保険金支払までに要した日数	
4. 社会的価値の実現に資する評価項目	環境に配慮した事業活動、障害者等への就業支援、男女共同参画社会の形成、仕事と生活の調和、エコモビリティライフの推進、安全なまちづくりと交通安全の推進、健康づくりの推進、パートナーシップ構築宣言の公表	5点
合計		105点

(3) 結果通知

審査結果については、全ての応募者に対し、後日、書面で通知する。

(4) 契約

ア 最優秀事業者は、選定委員会後速やかに組織委員会と覚書を締結する。

イ 最優秀事業者と契約に向けた調整や手続等を経た上で、随意契約を行う。

ウ 最優秀事業者が契約候補者として保険の組成をする意思がない場合は、次点の者と交渉する。

なお、最優秀事業者が覚書締結の日までの間に、次のいずれかに該当する場合も同様とする。ただし、覚書締結の日までの間に有効期間の満了を理由として公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会入札参加資格を有しないこととなった者については、この限りでない。

(ア) 応募資格を有しないこととなった場合

(イ) 指名停止を受けた場合

(ウ) 排除措置を受けた場合

エ 電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（以下「電子契約書」という。）により行うものとするが、電子契約書により難しい場合は、紙の契約書により行うものとする。なお、最優秀事業者は、速やかに「電子契約サービス利用確認書」を組織委員会に提出しなければならない。

オ 最優秀事業者は、速やかに「持続可能性の確保に向けた誓約書」及び「持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）」を組織委員会に提出しなければならない。

(5) その他

選定委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問い合わせには一切応じないものとする。また、異議申し立ても一切認めないものとする。

7 注意事項

- (1) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成等に必要な経費については、各応募者の負担とする。
- (3) 提出された応募書類は、本公募における最優秀事業者の選定以外の目的では使用しない。
- (4) 提出された応募書類は、返却しない。
- (5) 要求した内容以外の書類については受理しない。
- (6) 提出後の応募書類の訂正、追加及び再提出は認めない。ただし、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会から指示があった場合を除く。
- (7) 次のいずれかに該当する応募書類等は無効とする。
 - ア 応募資格を有しない者が提出した応募書類等
 - イ 記入事項を判読できない応募書類等
 - ウ 虚偽の事項が記載された応募書類等
 - エ 不正な利益を図る目的で選定委員と接触した者が提出した応募書類等
 - オ 提出期限までに提出されなかった応募書類等
 - カ その他本募集要領等に定める条件に違反した応募書類等
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等を遵守すること。
- (9) この要領に定めるものの他、選定実施に係る必要な事項は、当法人が定める。

8 スケジュール

- | | |
|-------------|----------------|
| ・ 応募書類 提出期限 | 2025年10月14日（火） |
| ・ 選定委員会審査 | 10月下旬 |
| ・ 契約締結 | 2026年 5 月 |
| ・ 契約期間満了 | 大会終了日 |